

Title	〔下級審民訴事例研究八〕 訴えの取下げが真意に基づかないものとして無効とされた事例 (東京地裁昭和六三年八月二九日判決)
Sub Title	
Author	石渡, 哲 (Ishiwata, Satoshi) 民事訴訟法研究会 (Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.110- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0110">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0110</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究八〕

8 訴えの取下げが真意に基づかないものとして無効とされた事例

東京地裁昭和六三年八月二十九日民事第六部判決（東京地裁昭五五（ワ）九六一九号（第一事件）・同昭五六（ワ）六七三七号（第二事件）・同九六九〇号（第三事件）・同一〇一五〇号（第四事件）土地所有権移転登記抹消登記請求、土地所有権移転登記請求、同反訴請求、土地所有権移転仮登記の本登記承認請求事件、判例時報三一四号六八頁。

〔事実〕

本件は、反訴を含め四件の請求の併合事件であるが、判示事項となつたのは、第一事件において同事件の訴訟承継前の原告である亡Xがなした訴え取下げの効力についてである。以下では、判示事項と関連する事実関係のみを紹介する。

X（明治四三年生まれ）はY会社にその所有する土地を売却し、当該土地につき売買を原因とする所有権移転登記がなされた。

Xは、その頃までに数回脳血栓の発作を起こし、入院生活を続けており、右売買契約の交渉、売買代金の受領などはすべてXの子であるX'とその妻訴外Aが行っていた。売買契約自体はX'が代理人として締結している。その後、代金額についてX側と

Y会社との間に紛争が生じ、Xが、契約の解除、通謀虚偽表示による無効、錯誤による無効または詐欺による取消しを主張して、所有権移転登記抹消請求の訴えを提起した。これが第一事件である。この訴えの提起を決定し、訴訟を実質的に追行したのもX'である。

被告Y会社代表者Bは、Y側の主張する売買価格を完済した形を整えることにより、第一事件をY側に有利に展開させることを企て、Xをその入院先の病院に訪ねて、売買価格の一部として一三〇〇万円を受領させ、さらに、本件売買の経緯、訴訟の状況などについての詳細を知らないX'に対し、「訴訟を取り下げてくれれば、供託済みの五〇〇万円（Y側主張の売買価格の

残額に相当する額——筆者——も支払ってあげますよ、などと言って、あらかじめ準備してきた第一事件の訴え取下書にXの署名捺印をさせた。この訴え取下書は、翌日Bの長男Cによって裁判所に提出された。なお、当時Xは記憶力、判断力ともに衰え、脳軟化症、脳動脈硬化症などの診断を受けていた。その後Xは死亡し、X'が訴訟を承継した。

以上のような訴訟の経緯のもとで、Y側は、第一事件は訴え取下げにより終了した、と主張した。これに対してX'側は、第一事件の訴え取下げは無効である、と主張したが、その理由として、①取下書が偽造であること、②「亡Xは、右文書が訴えの取下書であることを認識していなかった」こと、③取下げは錯誤によるものであること、を挙げていた。判旨も左の理由から訴えの取下げを無効とし、さらに本案についてもX'側の主張を容れ、第一事件の請求を認容した。

#### 〔判旨〕

「右事実認定によれば、Bは、亡Xの訴訟代理人から、亡Xは老齢かつ病身のため判断能力が低下しているので本件売買に関する交渉は一切右訴訟代理人又は原告X'と行うように通告されていたにもかかわらず、これを無視し、殊更に、老齢かつ病身のため判断能力が衰え、しかも本件売買契約の経緯及び第一事件の問題点などにつき何も知らない亡Xに対し多額の現金を見せつけ、甘言を弄するなどして同人から訴えの取下書を取り付け、亡Xに代わってこれを当裁判所に提出したものであって、

Bの右行為は著しく信義に反するのみならず、亡Xの真意にも反し（承継前原告Xは、その本人尋問において、右取下書の作成を否定している）、亡Xの利益を著しく害するものであると認められる。よって、第一事件の訴えの取下げは無効というべきである。」

#### 〔評釈〕

第一事件の訴えが取り下げられた経緯を考慮するならば、だけれども、この取下げの効力は否定されるべきである、と考えるであろうから、判旨の結論に対して異論はないものと思われる。しかし、結論に至る理由付けについて、私は疑問を抱いている。

一 第一事件の訴え取下げの効力を否定する理由として、判旨は、第一に、Xに訴え取下げをなさしめたY会社（代表者B）の行動の信義則違反を、第二に、訴え取下げがXの真意に反することを、挙げていた。後述のように、第二の点は、訴え取下げにつきXに錯誤があるという意味に解される余地があるが、そう解することができるならば、第二の理由は、「事実」の欄で紹介したX'側の主張の③に相応するものといえる。訴え取下げの効力の否定のための理由としてはこれら以外に、右取下げの際のXの意思能力の欠缺も考えられる。これは、X'側の主張の②に当たるといえよう。なお、X'側は訴え取下書の偽造も主張している（①）。しかし、訴え取下書には一応Xが署名捺印しているのだから、それが偽造であるというだけではできないであろう。かくして、信義則違反、錯誤および意思能力欠缺の三点を検討

すべきであろう。

二 まず、信義則違反の点を検討しよう。

今日では、民事訴訟ないし訴訟行為への信義則の適用はほぼ異論なく肯定されている<sup>(1)</sup>。ただし、信義則が訴訟当事者相互間の関係に適用されることについては、異論がないが、裁判所と当事者の関係にも適用されるか否かについては、見解が分かれている<sup>(2)</sup>。しかし、本件では、訴訟当事者間の関係への信義則の適用が問題になっているのであるから、裁判所と当事者の関係への信義則の適用の可否は、本件に関する限り検討の必要がない。

Xに訴えを取り下げさせるために、Y会社（実際には、同会社代表者B）がとった行動が、道徳にもとり信義則に反するものであることについては、おそらく異論はなからう。したがって、Xが行った第一事件の訴え取下げを信義則違反を理由に無効とすることも、考えられないことではない。

ところで、民事訴訟における信義則は通常、①禁反言（矛盾挙動禁止）、②訴訟上の権能の失効、③訴訟状態の不当形成の排除、④訴訟上の権能の濫用の禁止に類型化されており、学説によつては、これらに⑤相手方の訴訟行為の妨害の禁止を加えるものもある<sup>(3)</sup>。理論的には、Y会社（代表者B）の行動がこれらのいずれに触れるかという点が、問題になりうる。Y会社（代表者B）の行動がXに訴えを取り下げさせ、訴訟係属を適時的に消滅させたということからすれば、それは新たな訴訟状態を形

成したものであり、それゆえ本件では前記③の信義則が適用された、と解することができるに思われる。あるいは、訴えの取下げにより原告側は以後訴訟行為をすることができなくなつたのであるから、⑤の類型の信義則が適用された、と解することもできそうに思われる。しかし、③の類型の信義則は、「一方当事者が奸策を弄して訴訟法規の要件にあたる状態を作出してその不当な適用をはかり（例、管轄の詐取、あるいは、そのような状態の発生を故意に妨げてその法規の適用を不当に回避する）ことを禁じるものと、説明されており<sup>(4)</sup>、「訴訟状態の不当形成」といっても、訴訟係属の消滅というような包括的な訴訟状態は③の類型の適用の対象になっていないようである。また、⑤の類型も、個々の訴訟行為の妨害を禁止するものであつて、訴訟追行全体の妨害の禁止は考えられていないようである。したがって、本件に信義則を適用するとしても、従来の分類にみられる類型の信義則が適用されるわけではないといえよう。しかし、類型化はあくまで理論および実務の便宜のための作業であるから、このことは信義則の適用のための障害にはならない。しかし、本件における信義則の適用には、以下の問題がある。すなわち、信義則のような一般条項は、利害関係者の利益を調整する特別な法規が欠けている場合に、初めて適用されるべきものであるから、その適用に先立って、まずかような法規の存否を確認しておかなければならない。ただし、かような法規は必ずしも成文規定でなければならないわけではなく、実定法の

解釈論上認められる原理であってもよい。本件の事実関係のもとでかような法規として考えられるのは、錯誤による訴訟行為は無効であるとの原理と、意思無能力者の訴訟行為は無効であるとの原理である。

### 三 そこで次に錯誤による無効の点を検討しよう。

訴訟行為における意思の瑕疵（こゝで「瑕疵」とは、狭義のそれのほかに、錯誤等の意思の「欠缺」も含む）が訴訟上顧慮されるか否か、換言すれば、訴訟行為に法律行為における意思の瑕疵に関する民法の規定が類推適用されるか否か、という点につき、周知のように、通説・判例はこれを消極的に解し、ただ、それが詐欺、脅迫等の可罰的行為に基づいてなされた場合には、再審の訴えに関する民法四二〇条一項五号の類推によりその効力が否定される、と解している<sup>(7)</sup>。しかし、これに対して近時民法の規定の類推適用を認める見解も有力になっている<sup>(8)</sup>。以下では、この見解を「意思の瑕疵顧慮説」という<sup>(9)</sup>。しかし、意思の瑕疵顧慮説の中でも——詐欺、脅迫の場合と異なり——錯誤の場合については見解が分かれている。すなわち、当該訴訟行為の無効の主張を認める見解<sup>(9)</sup>、相手方が錯誤を知りまたは知りうべかりし場合に限り、右主張を認める見解<sup>(10)</sup>、および、右主張を一切認めない見解<sup>(11)</sup>がある。

判旨は、第一事件の訴え取下げはXの真意に反する、と判示しているが、それは、Xには訴えを取り下げる内心的効果意思がないということであり、したがって、訴え取下げは錯誤に基

づくものであるということの意味するものと、解する余地がある。そのように解したうえで、先に述べた意思の瑕疵顧慮説のうち錯誤による無効の主張を認める立場に立つならば、第一事件の訴え取下げを錯誤を理由として無効とすることができであろう。

しかし、意思表示において錯誤が問題になるためには、表意者が正常な判断力、すなわち意思能力を有していることが、前提となっている。換言すれば、意思無能力者が意思表示をなした場合、内心的効果意思が欠けているため、錯誤が生じたと考えられることも、あるいは一見できそうに思われるかもしれないが、その場合には意思表示はそもそも意思能力の欠缺のゆえに当然かつ絶対的に無効である<sup>(12)</sup>。したがって、訴訟行為の錯誤による無効の主張を認める立場に立つとしても、本件のような訴訟の経緯のもとでは、まず第一事件の訴えの取下げの際のXの意思能力の有無が吟味されなければならない。

四 意思無能力者のなした法律行為が無効であるということが、その旨の明文規定がないにもかかわらず、当然のこととして認められているのと同様に、意思無能力者のなした訴訟行為も無効であると解される。ただし、行為無能力者のなした法律行為が行為無能力のゆえに一律に取り消しうるものとされ、訴訟無能力者のなした訴訟行為が訴訟無能力のゆえに一律に無効とされるのに対して、意思能力については、法律上一定の年齢その他画一的な基準はないから、その有無は、法律行為の場合

でも訴訟行為の場合でも、各個の行為につき個別的に判断しなければならぬ。具体的には、たとえば、他人から受けた権利侵害に対し、または他人との間に生じた紛争につき裁判所の保護救済を求めるために訴えを提起したり、自己に対する判決に不服を唱えるために上訴を提起するのと、いったん提起した訴えを裁判外の示談などによって取り下げたり、上訴の取下げまたは請求の放棄・認諾により自己に不利な法律状態を確定させるのでは、必要とされる判断能力は異なり、後者においてはより高度な判断能力が必要である、と解される。

以上の私見は通説と同旨であるが、判例中にも通説の考え方に沿うものがいくつもある。すなわち、一二、三歳程度の知能を有する者は、訴え提起や控訴の提起については意思能力を有するが、控訴の取下げについてはこれを有していないとするものがある<sup>(15)</sup>。また、精神障害のゆえに後に禁治産宣告を受けた再審原告がその宣告前になした訴訟委任、および、交通事故の後遺症により著しく精神能力が低下した者が、この事故による損害賠償請求訴訟を提起するためになした訴訟委任につき、意思能力を肯定したものがあつた。ただし、持続性嫉妬・妄想型精神分裂症に罹患した夫が提起した離婚の訴えを、意思能力の欠缺のゆえに無効とし、訴えを却下した判例もあり<sup>(18)</sup>、これは学説・判例の一般的傾向に反するもののように思われる<sup>(19)</sup>。

なお、住吉博教授は通説と異なる以下のような見解を主張されている。すなわち、通説は法律行為と個々の訴訟行為とをバ

ラレルなものとみている。しかし、法律行為が私法上の権利義務の変動を生ぜしめるものであるとすれば、これに相当するのは個々の訴訟行為ではなく、訴訟手続全体である<sup>(20)</sup>。したがって、意思能力の有無は個々の訴訟行為ごとに判断されるべきではなく、訴訟全体について判断されるべきであり、控訴の提起についてはこれがあるが、控訴の取下げについてはこれがないというのはおかしい<sup>(21)</sup>、と。

理論的には確かに、法律行為に相当するのは訴訟全体である、ということもできる。とくに、既判力の本質につき実体法説の立場に立つならば、訴訟全体がまさに法律行為と同質のものであるということになるが、それ以外の立場に立つても、法律行為と訴訟全体との平行関係は認められよう。しかし、個々の訴訟行為も——与効的訴訟行為においてはもとより、取効的訴訟行為においても——何らかの新たな訴訟状態を形成するものである。したがって、訴訟手続における訴訟行為と実体私法上の生活領域における法律行為との間に平行関係を認めることも、なお可能である。そうであるとすれば、個々の訴訟行為ごとに意思能力を要求し、かつ、その際必要とされる判断能力の程度も訴訟行為ごとに異なると解する、前述の通説の見解は、なお維持しうるものといえる。

かような考え方を前提にして本件をみてみよう。Xは訴え取下げ当時記憶力、判断力ともに衰え、脳軟化症、脳動脈硬化症などの治療を受けていた、と認定されている。さらに、Xは既

にそれ以前から脳血栓の発作を起こして入院生活を続けていたかのような事情を考えると、Xは、訴え取下げに必要な意思能力を欠いていたものと、解すべきであり、第一事件の訴え取下げは、意思能力の欠缺を理由として、無効であるというべきである。

五 最後に、本件のように判断能力の衰えた高齢者が紛争当事者になった場合の実務上の対策について、若干言及しておきたい。高齢化社会を迎えてかような紛争の増加が予想されるし、さらに現今の不動産の価格の異常な急騰がこの傾向に一層拍車を掛けることが懸念されることである。

比較的最近の判例で、脳軟化症に罹患し、老人性痴呆の影響下にある八三歳の老人のなした訴え取下げの効力が争われた事案で、これを有効としたものがある。本件と類似した事案でありながら、結論が異なっている。もとより、意思能力の有無は各事例ごとに個別的に判断されるべきものであるから、右の結論の妥当性について簡単に評価を下すことはできない。しかしこの事件の判旨は、訴え取下げを有効とする理由の一つに、当該訴訟が親子間の紛争であることを挙げているが、私はこの点に若干のこだわりを感じるものである。確かに、親子間で訴訟が行われるのは、異常なことであり、かつ望ましいことではないので、判断能力が衰えた者であっても、訴え取下げの意味を理解して、これを意欲するということは、十分にありうることである。しかし一方、親子間においては、あるいはより広く親

族間においては、いったん紛争が生じると、判断能力の衰えた者に対して紛争の相手方が圧力を加えやすいという事情もありうるのではないだろうか。対第三者の紛争においては、相手方たる第三者が不当な圧力をかけてきても、身近にいる親族がこれをチェックする余地がある（もつとも、本件のように実際に問題が生じるのは、チェックが及ばなかった場合であるが）のに対して、親族が相手方になっている紛争においては、このようなチェックをしてくれる者が高齢者の身近にいないことも、十分にありうることである。判断能力の衰えた高齢者の訴訟行為の効力の有無を考える場合、この点にも配慮がなされるべきではなからうか。

いずれにせよ、判断能力の衰えた高齢者が紛争の当事者になり、この者の利益が自己の思慮を欠く訴訟行為によって害されるという事態が生じる虞れは、大きい。これに対する対策として、現行法上はさしあたり、本稿で述べたように、意思能力の欠缺を理由として当該訴訟行為を無効とすることが、考えられる。さらに、あらかじめ当該高齢者につき禁治産宣告を得ておくということも、考えられる。現に、最近禁治産宣告の件数が急増しているとの、報告もある<sup>(24)</sup>。しかし、禁治産宣告の制度は本来高齢者の利益の保護を目的とするものではない。それでも、同制度は、高齢者対第三者の紛争においては高齢者の利益を保護する機能を発揮しうるものである。しかし、高齢者の財産をめぐる親族間の紛争においては、各親族が主導権を握るために

この制度を利用しようとするものがしばしばあるようであり、この制度が高齢者の利益保護のために真に役立つものといえるかは、疑問である。<sup>25)</sup>

高齢者の利益保護のためには、より抜本的な方法が検討されるべきであろう。<sup>26)</sup>

- (1) 中野「民事訴訟における信義誠実の原則」訴訟関係と訴訟行為三八頁以下、山木戸「民事訴訟と信義則」権利の濫用(中)(末川先生古希記念)二六五頁以下、山本「民事訴訟における信義誠実の原則」司法研究報告書一四輯一号などが、ドイツの学説を紹介しながら、信義則が民事訴訟にも適用されるべきことを主張しており、現在では適用を認めるのが通説であるといつてよからう。ただし、坂口「信義則が民事訴訟法で果たす機能」法学教室第二期(8)一四九頁は、信義則の民事訴訟への適用に消極的である。また、伊東「信義則に代わるもの」法と権利(3)(民商七八巻臨時増刊号〈末川先生追悼論集〉)三六頁以下は、民事訴訟における信義則の適用を全面的に否定するものではないが、通常信義則の適用例と解されているものうちの重要ないくつか(たとえば、争点効)は、行為効によって説明されるべきである、と主張する。なお、伊東教授の「行為効」については、同「行為効の理論」法学研究五〇巻一頁一頁以下、同「行為効講義控」法学研究五三巻一七頁以下参照。
- (2) 裁判所と当事者の関係にも信義則の適用を認めるのは、中野・前掲論文七三頁以下、山本・前掲書九〇頁以下、baumゲルテル(石川訳)「民事訴訟における信義誠実」ドイツ手続法の諸問題三二頁以下、松浦「当事者行為の規制原理としての信義則」講座民事訴訟(4)二六二頁以下などである。これに対して当事者相互間のみ信

義則の適用を認めるのは、竹下「訴訟行為と信義則」判例演習講座民法一四六頁である。なお、林屋「民事訴訟における権利濫用と信義則の関係」新・実務民事講座(1)一八八頁以下参照。

- (3) たとえば、baumゲルテル(石川訳)・前掲論文一五頁、梶「訴訟上の信義則」新版・民事演習(1)一六〇頁、松浦・前掲論文二七一頁、中野「民事訴訟における信義則および禁反言」民法の争点(旧版)四三頁。⑤の類型を加えるのは、竹下・前掲論文一五〇頁。その他は、中野・前掲民事訴訟における信義誠実の原則七九頁以下、林屋・前掲論文一七五頁参照。

(4) 松浦・前掲論文二七六頁からの引用。前注(3)に掲げた文献の別のものの中にも、同様の記述をしているものがある。

(5) 中野・前掲民事訴訟における信義誠実の原則七九一八〇頁、竹下・前掲論文一五〇一頁参照。

(6) baumゲルテル(石川訳)・前掲論文二〇頁、中野・前掲民事訴訟における信義則および禁反言四二頁、梶・前掲論文一五九頁、松浦・前掲論文二六六一七頁。

ただし、このように、一般条項である信義則は特別な法規が欠けている場合に補充的に適用されるべきものである、という考え方と異なり、妥当な結論を導くために、信義則を積極的に適用しようとする考え方もある。青山「判批」法協八四巻六号四九頁。この点につき、梶・前掲論文一五九頁参照。

(7) 学説としては、たとえば、兼子・体系二一三頁・二九四頁、三ヶ月・民法(法律学講座双書)(第二版)三三二頁・四九九頁。判例としては、たとえば、最判昭和四六年六月二五日民集二五巻四号六四〇頁、東京地判昭和三九年四月二八日高民集一七巻三号一九六頁、東京地判昭和三三年一月二九日下民集九巻一三三四頁(以上は、訴え取下げに関するもの)、最判昭和三六年一〇月五日民集一

- 五卷九号二二七二頁(裁判上の自由に関するもの)。ただし、公正証書における執行受諾の意思表示については、最判昭和四四年九月一八日民集二三卷九号一六七五頁が錯誤による無効の主張を認めている。また、後注(8)に引用する福岡地久留米支判も参照せられたい。
- (8) 柏木「訴訟行為と民法理論」統判例展望三〇四頁以下、新堂・民訴法(第二版)二三九頁、石渡「訴えおよび上訴の取下げにおける意思の瑕疵」防衛大学校紀要(社会科学編)四五輯一頁以下、松本「当事者の訴訟行為と意思の瑕疵」講座民訴(4)二八三頁以下、河野「訴訟行為と意思の瑕疵」当事者行為の法的構造一五五頁以下。判例においても、福岡地久留米支判昭和五二年三月一五日判タ三六二号二九二頁は、動機の錯誤による訴え取下げの無効の主張を認めた。ただし、このケースには特殊性があり、その射程距離が必ずしも広いとはいえないことにつき、三輪「判批」判タ三六七号三〇三頁参照。
- (9) 河野・前掲論文一九八頁・二〇八―九頁、新堂・前掲書二二九頁もその趣旨であるといえよう。柏木・前掲論文二〇六頁も、錯誤無効の主張を認めることを当然の前提として議論をしている。
- (10) 松本・前掲論文三二二頁以下。
- (11) 石渡・前掲論文二二頁・二七頁。
- (12) 川島・民法総則(法律学全集)二八五頁。
- (13) たとえば、我妻・新訂民法総則(民法講義I)六〇頁、川島・前掲書一七一頁。
- (14) 中田「判批」民訴判例研究一六八―九頁、三月月・民訴法(法律学全集)一九一―二頁、遠藤「訴訟能力―意思能力」演習民訴(上)(青林書院)(旧版)一五六―七頁、新堂・前掲書一〇〇頁。
- (15) 最判昭和二九年六月一日民集八卷六号一〇五五頁。
- (16) 大判昭和一年一〇月八日法学六卷二号九〇頁。
- (17) 福島地判昭和三九年一月一七日下民集一五卷二号二七四九頁。
- (18) 松山地判昭和二六年一月二七日下民集二卷一五二―一五二頁。本件と直接関係がないので、この判例についての詳細な論評は避けるが、私は、このようなケースでは、意思能力の欠缺を理由として訴えを却下するよりも、離婚原因なしとして請求を棄却するか、あるいは、訴えの利益の欠缺を理由として訴えを却下すべきではなかったかと、考えている。
- (19) 後注(20)に引用する東京地判も参照せられたい。
- (20) 住吉「訴訟行為をする能力」民訴法本(第二版)二二九―三〇〇頁。
- (21) 住吉・前掲論文二三五頁以下。早川「判批」名城法学五卷一五六一―七頁も、個々の訴訟行為ごとに意思能力の有無を判断すること、反対している。
- (22) 本件を紹介する判例時報誌のコメントでは、「本件においてはXが訴えの取下げにつき意思能力を欠いていたとまで認定されたわけではなからう」と述べられている。
- (23) 東京地判昭和五八年三月四日判時一〇七二号一四四頁。
- (24) 新井「高齢者の意思能力喪失と代理・委任」ジュリ九四三号六〇頁以下、同「高齢者の意思能力喪失と財産管理制度」国学院法学二七卷二号一頁以下、一九九〇年(平成二年)三月四日(日曜日)朝日新聞の社会面(三一面)。
- (25) 禁治産宣告の制度の問題点については、新井助教授の前掲二論文およびそこに引用されている文献を参照。
- (26) 新井助教授の前掲二論文は、現行法のもとで任意代理と信託の制度の活用を検討し、さらに立法論として、高齢者の財産管理のた

めの制度の新設の必要性にも言及している。

また、この二論文によると、既に高齢者財産管理法学会が発足して、高齢者の財産管理の問題の検討を開始したとのことであるが、時宜に適ったことであるといえる。私は、実体上の財産管理のみならず、高齢者が訴訟当事者になった場合の問題をも視野に入れた研究がなされることを、期待している。

石渡  
哲